

# JAL被解雇者労働組合（JAL争議団）

[info@jhu-wing.main.jp](mailto:info@jhu-wing.main.jp)<https://jhu-wing.main.jp/>

11/11 東京都労働委員会報告（「優先雇用事件」第5回調査）

## 会社がまねいた経営破綻で解雇！

新規採用するなら被解雇者を「優先雇用」するのが常識

**拒否するのは不当労働行為意思が継続している証！**

11月11日、東京都労働委員会において、「優先雇用事件」の第5回調査が行われました。

組合から、9月2日に提出された会社準備書面（2）への反論と、これまでの交渉における会社の具体的な不当労働行為を補充する「第4準備書面」を提出しました。

会社は「採用対象は新卒者で申立人の組合員は応募資格がない」等の理由で、「優先雇用しなかったことによる不利益扱いが成立する余地は一切ない」と主張しています。「同業種の人員を採用する場合には解雇者を優先雇用する」のが国際基準の「優先雇用」であり、会社は「優先雇用」の意味を捻じ曲げています。これこそ会社の不当労働行為意思の表れです。

代理人 岡田弁護士

### 労働委員会に対する組合側の発言



会社は「新卒採用をしているから被解雇者にはその資格はない」と主張しているが、私たちは採用を求める訳ではない。採用の自由が適用される場面ではない。また、乗務できる年齢が過ぎていても会社として優先雇用されるものとして扱うべき。そうでなければ、定年過ぎるまで会社が意図的に救済を怠れば、不当労働行為は免責されてしまう。

JHU 山口委員長

JALはかつて不当労働行為のデパートと言われた。暴力団を使った組合介入や総会屋事件もあった。不当労働行為の判断をするにあたり、JALがどういう労務政策をしてきたか歴史的経過を見て総合的に判断して頂きたい。

公益委員

不当労働行為制度上、除斥期間の関係で申立てから一年前の事実をもとに判断するが、背景にある反組合的な意思があったかどうかは、その前の事情については間接的事実としてみる。しかるべき証拠を適切に出して下さい。

代理人 指宿弁護士

（当初、命令は9月位に発出予定だったが）JAL事件の命令の見通しはどのような状況か。

公益委員

委員会としてはJAL事件も国交省事件も大切な事件。なるべく早く出したいと思って毎日一生懸命やっている。（国交省事件の命令との関係でも）委員会としても適切に判断したい。

★JAL事件（優先雇用事件）第6回調査・・・1月20日（火）10:30